

栗山町生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号の規定に基づく生活支援体制整備事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、栗山町とする。ただし、町長は、事業の全部又は一部を適切に事業運営できると認められる法人その他の団体等に委託して実施することができる。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 協議体の設置及び運営

(生活支援コーディネーター)

第4条 生活支援コーディネーターは、地縁組織やボランティア等の多様な主体による取組の調整及び地域での一体的な活動を推進するため、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 地域資源の開発
 - ア 地域に不足するサービス及び支援の創出
 - イ サービス及び支援の担い手の養成
 - ウ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
- (2) ネットワークの構築
 - ア 関係者間の情報共有
 - イ サービス提供主体間の連携体制づくり
- (3) ニーズと取組のマッチング
 - ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
 - イ サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング
- (4) その他業務の実施に関し必要な取組

2 生活支援コーディネーターは、地域における助け合い及び生活支援等サービスの提供

実績のある者又は中間支援を行う団体等とする。

(協議体の設置)

第5条 町長は、生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画する定期的な情報の共有、連携及び協働による体制整備を推進することを目的とし協議体を設置するものとする。

2 協議体を構成する者は、行政機関、生活支援コーディネーター、その他関係者等地域の実情に応じたものとし、準備段階として研究会を設置することができる。

(個人情報の保護)

第6条 協議体の構成員は、職務上知り得た個人の情報について、漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。